

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と福山北遊技業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

- 第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。
- 2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。
- 3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第8条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第9条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山北遊技業組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)4月24日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市旭町8番18号
福山北遊技業組合
理事長 李 浩 宰